

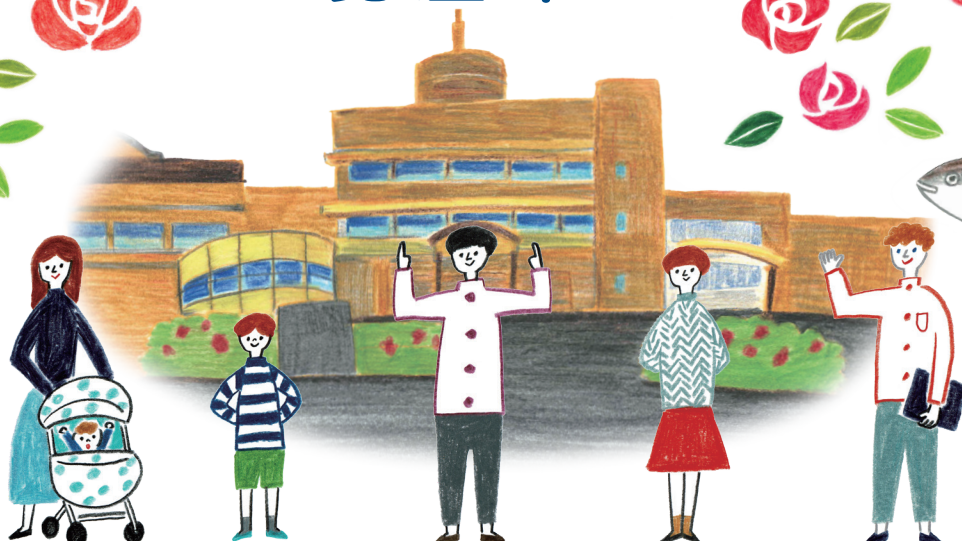
2024年3月発行



外国人のための 生活便利帳

～ Guidebook for Foreign Residents ～

Kanoya City
鹿屋市



目 次

鹿屋市の概要・名所…………… 2

鹿屋市の見どころ

緊急時の電話番号…………… 3

「☎ 119」「☎ 110」について

困ったときの相談窓口…………… 4

日常生活での相談／在留資格、在留手続／雇用、労働
人権相談／配偶者等からの暴力／相談窓口がわからないとき

災害に備えて…………… 5

災害に備えて／多言語による災害情報／鹿屋市からの避難情報
大雨や台風のときの備え／地震が起きたときの行動

病院を受診するとき…………… 8

主な症状と診療科目／夜間休日救急医療診療体制／大隅広域夜間急病センター

新しい生活をはじめるとき…………… 9

鹿屋市に引っ越してきたとき／鹿屋市から引っ越すとき

いろいろな手続き・制度について…………… 11

家族が亡くなったとき、結婚・離婚したとき／住民票の申請／印鑑登録
マイナンバーカード／税金

妊娠したとき、子どものための制度…………… 12

妊娠したとき／子どもが生まれたとき／子どもがいる方が利用できる制度
児童虐待に関する相談、通報

福祉の制度…………… 13

障がいがある方の制度／介護が必要になったとき／健康診断について

家庭ごみの分け方・出し方…………… 14

ごみを出すときのルール
燃やせるごみ／燃やせないごみ／資源物／プラスチック類／市が収集しないごみ

路線バスの乗り方…………… 19

公共交通機関…………… 20

生活ルール・自転車の乗り方…………… 21

～ Welcome to Kanoya ～

この生活便利帳は、外国人の皆さんが鹿屋市での生活を快適に、安心して暮らせるよう、行政サービスの情報などを掲載しています。

サービスの詳しい内容につきましては、担当課にお問い合わせください。

鹿屋市役所の連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	施設の説明
鹿屋市役所	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111	市役所の各種手続きや相談ができます。
鹿屋市役所 吾平総合支所	鹿屋市吾平町麓3317	0994-58-7111	
鹿屋市役所 輝北総合支所	鹿屋市輝北町上百引3914	099-486-1111	
鹿屋市役所 串良総合支所	鹿屋市串良町岡崎2081	0994-63-3111	
鹿屋市役所 上下水道部 (分庁舎)	鹿屋市寿2丁目11-18	0994-43-2800	上下水道使用の開始・中止手続きなどができます。
鹿屋市保健相談センター (健康増進課)	鹿屋市北田町11-6	0994-41-2110	健康診査、予防接種、母子健診の相談、手続きができます。

鹿屋市の情報やイベント情報など

鹿屋市ホームページ



- ・  をタップする。
↓
- ・ Foreign language
をタップする。
↓
- ・ 外部サイトの自動翻訳サービスを使用して、鹿屋市ホームページを各言語に翻訳します。
※翻訳は機械的におこなわれるため、翻訳が正しくない場合があります。

スマートフォンアプリ 「かのやライフ」



iOS版:



Android版:

鹿屋市国際交流協会



ホームページ



Facebook



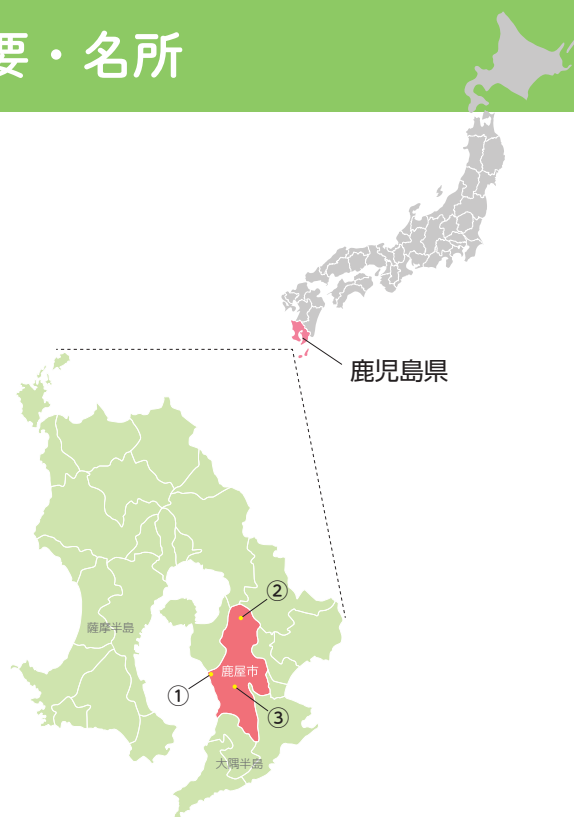
公式LINE

鹿屋市の概要・名所

鹿屋市は、鹿児島県の大隅半島のほぼ中央に位置し、大隅半島の交通・産業・経済・文化の拠点となっています。

人口は約100,000人で、面積は448.15 km²です。

年間の平均気温は、17度という温暖な気候と豊かな自然を生かした農業・畜産・漁業が盛んであり、黒豚や黒牛、さつまいも、カンパチ、うなぎなどが特産品で、国立大学である鹿屋体育大学や海上自衛隊鹿屋航空基地があり、全国でも本市の名が知られています。

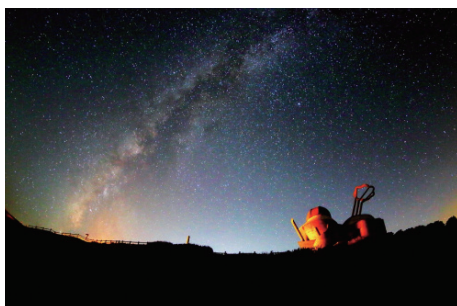


鹿屋市の見どころ



①菅原神社（荒平天神）

県道 68 号線沿いにあり、鳥居は砂浜の上、本殿は岩山の頂上にあります。学問の神様・菅原道真公が祀られており、合格祈願に多くの人を訪れます。大潮の満潮時には砂州が隠れて浮き島となり、風光明媚なパワースポットとしても有名です。



②輝北天球館・輝北うわば公園

ユニークな造形が特徴の天体観測施設です。

天体観測ドームには九州最大級の口径 65cm の望遠鏡が設置されており、昼間でも美しく輝く一等星が見られます。輝北うわば公園にはキャンプ場もあり、バンガローも整備されています。



③かのやばら園

8 ha の広い敷地に 1,500 種、35,000 株のバラが咲き誇る、日本最大規模のばら園です。

春と秋には、「かのやばら祭り」が開催されます。また、園内には「薔薇カレー」や「薔薇ソフトクリーム」が食べられるレストランもあります。

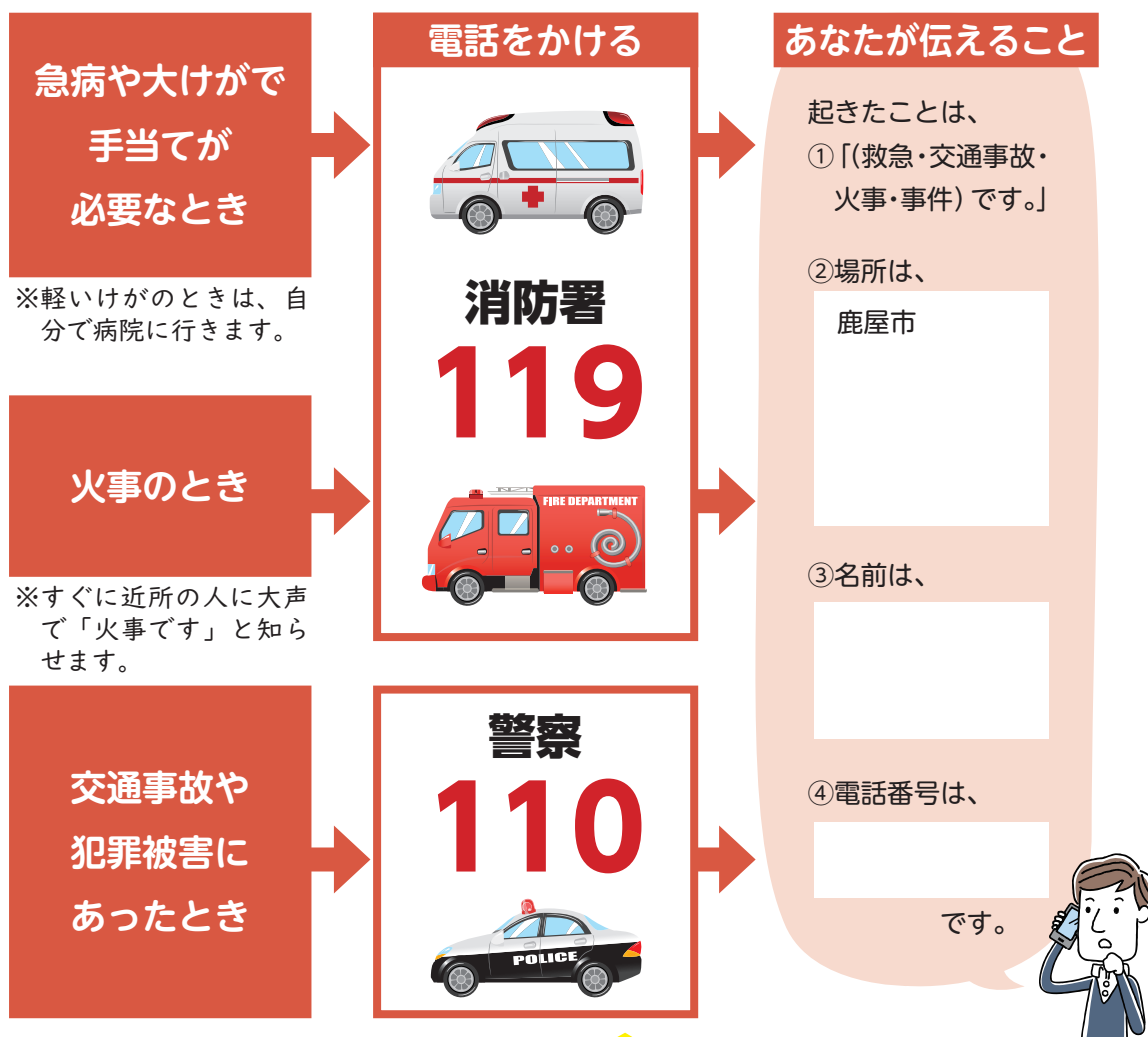
緊急時の電話番号

「☎119」について

急病や大けがで、すぐに病院へ行く必要があるときや、火事で消防車を呼ぶときにかける電話番号です。

「☎110」について

交通事故や犯罪被害にあったときに、警察へ連絡する電話番号です。



「☎119」と「☎110」は、緊急用の電話番号です。
相談や問合せはできません。

困ったときの相談窓口

○相談の内容によって、次のような相談窓口があります。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
日常生活での相談 (雇用、医療、福祉、 出産、子育てなど)	鹿児島県外国人総合相 談窓口（ホームページ） https://www.kiaweb. or.jp/consultation.html 	鹿児島市山下町14-50 かごしま県民交流センター1階 070-7662-4541 ※英語、ベトナム語、タガログ語、 インドネシア語、中国語、韓国 語、ネパール語、ミャンマー語 など23言語対応	火曜日～日曜日 9:00～17:00 (年末年始を除く)
在留資格、 在留手続	福岡出入国在留管理局 鹿児島出張所	鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎3階 099-222-5658	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)
	外国人在留総合インフォ メーションセンター	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 0570-013904 (IP、海外:03-5796-7112) メール:info-tokyo@i.moj.go.jp	月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)
雇用、労働 (勤務条件、労働 災害、解雇、賃 金不払いなど)	ハローワークかのや (仕事の紹介)	鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター1階 0994-42-4135	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
	鹿屋労働基準監督署 (労働に関する相談)	鹿屋市西原4丁目5-1 鹿屋合同庁舎5階	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
人権相談	外国語人権相談ダイヤル	法務省 0570-090911 ※英語、中国語、韓国語、フィ リピン語、ポルトガル語、ベト ナム語、ネパール語、スペイン 語、インドネシア語、タイ語	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (年末年始を除く)
配偶者や交際相 手等からの暴力 (DV) など	女性相談室 (配偶者暴力相談支援 センター)	鹿屋市共栄町20-1 鹿屋市役所内 0994-31-1171 (要予約)	月曜日～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
相談窓口が わからないとき	市民総合相談室	鹿屋市共栄町20-1 ※市役所の手続きや相談の窓口 は、5ページ以降を確認して ください。	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

災害に備えて

災害に備えて（安全安心課 ☎0994-31-1124）

水害・土砂災害時に、下の図のように5段階の警戒レベルで避難情報が出されます。

いざというときに、速やかに避難できるよう、自宅近くの避難場所や避難経路を確認するなど、日頃から災害への備えを心がけましょう。

警戒レベル	状 況	発表者 発令者
レベル 1	■以後の気象情報に注意して、災害への意識を高める。 災害発生への恐れのある天候になることが予想される状況です。（6ページを参照） 	気象庁
レベル 2	■避難場所や避難経路の確認。 大雨警報等に切り替わる可能性が高い状況です。 	気象庁
レベル 3	■避難に時間を要する人は避難！！ 災害の発生が予測される状況です。高齢者など避難に時間のかかる人や、その支援者は避難を始めてください。ほかの人も、危険を感じたら早めに避難してください。 	鹿屋市
レベル 4	■速やかに安全な場所へ全員避難！！ 災害が発生する危険性が極めて高くなった状況です。レベル4が発令された地域のみなさんは直ちに全員避難を開始してください。自宅が安全な場合は自宅で、自宅が危険な区域にある場合は避難所や他の安全な場所に避難してください。開設される避難所は、災害ごとに異なりますので、災害時には市のホームページなどで確認してください。 	鹿屋市
レベル 5	■命を守るための最善の行動を！！ 既に災害が発生している状況です。全員、自分の身を守るための最善の避難行動をとってください。 	鹿屋市

避難するときは、自宅や知人宅、避難場所など、自分の身を守れる安全な場所に避難してください。

災害に備えて

多言語による災害情報

○災害時情報提供アプリ「Safety tips」(観光庁)

14か国語(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語、日本語)

以下からダウンロードできます。

iOS版:



Android版:



○NHK World JAPAN

日本に住む外国人向けに、国際ニュースや災害情報を多言語で紹介しています。

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/>

以下からダウンロードできます。

iOS版:



Android版:



鹿屋市からの避難情報

鹿屋市から、避難の情報や、災害情報をお知らせします。

○鹿屋市公式Facebook



○鹿屋市公式LINE



○スマートフォンアプリ「かのやライフ」



iOS版:



Android版:



○FMかのや(77.2MHz)



△鹿屋市防災マップ



△鹿屋市避難所一覧

鹿屋市の防災マップと避難所の一覧が確認できます。日ごろから情報を確認しておき、災害に備えましょう。

災害に備えて

大雨や台風のときの備え

○台風が来る前に

- ・強い風で物が飛んでくるかもしれないので、家の雨戸やシャッターを閉めておきましょう。
- ・強い風で家の周りにおいてある物（鉢植え、自転車など）が飛ばされないように固定するか、家の中に入れましょう。
- ・強い風で物が飛んでくるかもしれないので、外出しないようにしましょう。外出しているときは、早めに帰りましょう。
- ・テレビ・ラジオの気象情報や家の周りの状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。（6ページを参照）
- ・市役所や消防団から避難の呼びかけがあったら、すぐに避難しましょう。



○避難するとき

- ・電気のブレーカーを切り、ガスなどの火元を消しましょう。
- ・動きやすい服で、できるだけ2人以上で避難しましょう。
- ・できるだけ安全な道路を通りましょう。
- ・避難するときは、食料・飲料水（3日分）、貴重品、懐中電灯、ライター、ラジオ、常備薬などを準備しておきましょう。
- ・もし逃げ遅れたときは、近くの丈夫な建物など安全な場所へ逃げましょう。



地震が起きたときの行動

- ・まずは、身の安全を守りましょう。（テーブルの下に隠れましょう。家具や落下物から身を守りましょう。）
- ・揺れがおさまったら、すばやく電気のブレーカーを切り、ガスなどの火元を消しましょう。ドアや窓を開けて出口を確保しましょう。足を守るために靴を履きましょう。
- ・逃げるときは、徒歩で広い道路を歩き、山・がけの近くやブロック塀に近づかないようにしましょう。
- ・ラジオやテレビで正しい情報を得て、避難後の行動を考えましょう。



病院を受診するとき

主な症状と診療科目

症状	診療科
発熱、喉の痛み、せき、鼻水、頭痛、腹痛 など	内科
けが、切り傷、骨折、関節痛 など	外科、整形外科
やけど、しっしん、かゆみ、じんましん など	皮膚科
赤ちゃんや子どもの病気	小児科
目の病気	眼科
歯の痛み 歯の治療 など	歯科
女性の病気、出産、妊娠中の病気	産婦人科
耳や鼻の病気	耳鼻科、耳鼻咽喉科
どの科に行けばよいかわからないとき	総合病院

夜間休日救急医療 診療体制

夜間や休日の急な病気等で、受診したいときは、大隅広域夜間急病センター、休日当番医を利用してください。ただし、平日昼間の病院の診療と違って、治療は応急処置だけで、薬の処方も原則1日分となります。受診後は、後日、かかりつけ医などを受診してください。

		平 日	日曜・祝日
昼	各科	かかりつけ医	在宅当番医（内科・小児科・外科）
夜	内科・小児科・外科	大隅広域夜間急病センター	

在宅当番医の情報は、市ホームページ、広報かのや、かのやライフ（アプリ）で提供しています。

iOS版:



Android版:



大隅広域夜間急病センター

所 在 地	鹿屋市共栄町14-18（市役所道路向かい）
診 療 日	毎日（年中無休）
診療時間	午後7時～翌日午前7時 （受付 午後6時30分～翌日午前6時30分）
診療科目	内科・小児科・外科

○連絡先 ☎0994-45-4119

※急病に関する電話相談も行い、看護師などが応急処置や受診の必要性などを助言します。受診するかどうかわからない場合や、感染症が疑われる場合には、電話相談をご利用ください。

新しい生活をはじめるとき

I 鹿屋市に引っ越してきたとき

①日本に初めて住む方の手続き

○住民異動届(国外転入) (市民課 ☎0994-31-1114)

鹿屋市の住民になるための手続きです。在留資格を取得した日から14日以内に届出が必要です。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所
届 出 者	本人、同世帯員 ※代理人による届出の場合はお問い合わせください。
必要なもの	・在留カード、または特別永住者証明書 ・パスポート

○国民年金 (市民課 ☎0994-31-1114)

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられていますので、加入手続きを行ってください。保険料を納めることが困難なときなどは、保険料免除の制度もありますのでご相談ください。会社員や公務員など厚生年金に加入する方は、勤務先で手続きを行ってください。

○国民健康保険・後期高齢者医療制度 (健康保険課 ☎0994-31-1162)

この制度は、保険税（保険料）を納めていただくことで、病院へ行ったときの自己負担額を少なくする公的な医療保険です。次の対象となる方は、手続きが必要です。

なお、保険証は大切に保管し、病院に行くときには必ず持って行ってください。

○国民健康保険

74歳までの方で、職場の健康保険に加入していない方

○後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障がいのある方

②日本国内のほかの市区町村から鹿屋市に引っ越してきた方の手続き

○住民異動届 (転入) (市民課 ☎0994-31-1114)

住みはじめた日から14日以内に届出が必要です。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所
届 出 者	本人、同世帯員 ※代理人による届出の場合はお問い合わせください。
必要なもの	・在留カード、または特別永住者証明書 ・転出証明書 ・個人番号カード



○国民健康保険、または後期高齢者医療制度の手続き (健康保険課 ☎0994-31-1162)

町内会に加入しましょう。

町内会とは、近くに住む住民同士が助け合う身近な地域の集まりです。

町内会に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ・鹿屋市役所からのお知らせやイベント情報などがたくさん届きます。
- ・近くに住む人と一緒に様々なイベントを楽しめます。
- ・災害など困ったときは、お互いに助け合います。

自分が住んでいる地域の町内会を確認したいときは、地域活力推進課までお問い合わせください。

新しい生活をはじめるとき

③鹿屋市内で引っ越しをした方の手続き

○住民異動届（転居）（市民課 ☎0994-31-1114）

住みはじめた日から14日以内に、住所を変更するための手続きが必要です。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所
届 出 者	本人、同世帯員 ※代理人による届出の場合はお問い合わせください。
必要なもの	・在留カードまたは特別永住者証明書 ・個人番号カード ・国民健康保険証（加入者）など

④水道の使用開始手続き（業務課 ☎0994-43-2800）

鹿屋市に住み始めた（転入した）方が家で水道を使用する場合には、使用開始の手続きが必要です。

水道料金の支払方法は、納付書、口座振替から選べます。

※鹿屋市内で引っ越しをした（転居した）方も、使用中止と使用開始の手続きが必要です。



2 鹿屋市から引っ越すとき

①鹿屋市からほかの市区町村に引っ越す方の手続き

○住民異動届（転出）（市民課 ☎0994-31-1114）

引っ越し日、引っ越し先が決まったら、速やかに（おおむね14日前後）届出が必要です。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所
届 出 者	本人、同世帯員 ※代理人による届出の場合はお問い合わせください。
必要なもの	・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国民健康保険証（加入者）など

○国民健康保険・後期高齢者医療制度（健康保険課 ☎0994-31-1162）

保険証を返す手続きをしてください。手続きには保険証が必要です。

②水道の使用中止手続き（業務課 ☎0994-43-2800）

鹿屋市から引っ越しをする（転出する）場合には、使用中止の手続きと水道料金の精算が必要です。水道料金の精算の支払方法は、納付書、口座振替から選べます。

子どもの教育について

日本の学校制度は、小学校6年、中学校3年が義務教育となり、4月に始まり、翌年の3月で1学年が終了します。小学校の入学は、その年の4月1日までに満6歳になる児童が対象です。

子どもが通学する小学校・中学校のことや、心配なことがありましたら、相談してください。

【問合せ】学校教育課 ☎0994-31-1137

いろいろな手続き・制度について

①家族が亡くなったとき、結婚・離婚したときの手続き等 (市民課 ☎0994-31-1114)

すべて手続きが必要です。

②住民票の申請手続き (市民課 ☎0994-31-1114)

住民票は個人の住所、氏名、生年月日などを記載した書類です。住民票が必要なときは、以下のとおり申請をしてください。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所	手数料	200円
申 請 者	本人、同世帯員 ※代理人による申請の場合はお問い合わせください。		
必要なもの	・ 在留カード、または特別永住者証明書もしくは運転免許証などの顔写真付きで 官公署が発行した書類（有効期間内のものに限り）など、本人であることが 確認できるもの		

③印鑑登録の制度 (市民課 ☎0994-31-1114)

印鑑登録とは、持っている印鑑を市役所に登録することです。

登録した印鑑は本人であることを証明するものとして使うことができます。登録できる印鑑は1人1個です。印鑑の文字は住民票に記載されている氏名または氏および名の一部を組み合わせたものなど制約がありますので、窓口で確認してください。登録後、印鑑登録証としてかのや市民カードを発行します。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所	手数料	200円
申 請 者	原則として本人 ※代理人による申請の場合はお問い合わせください。		
必要なもの	・ 登録する印鑑 ・ 在留カード、または特別永住者証明書もしくは運転免許証などの顔写真付きで 官公署が発行した書類（有効期間内のものに限り）など、本人であることが 確認できるもの		

※登録されている印鑑を証明する書類が必要な時は、印鑑登録証明書の申請をしてください。
(有料：200円)

④マイナンバーカードの手続き (市民課 ☎0994-31-1114)

マイナンバー（個人番号）は1人に1つだけの番号です。国、都道府県、市区町村での手続き、健康保険や税の手続きなどに必要です。自分の個人番号は、手続き以外では、他の人には教えないでください。

窓 口	市民課、各総合支所住民サービス課、各出張所
-----	-----------------------

⑤税金について (税務課 ☎0994-31-1112)

市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税などの手続き、相談を行っています。

妊娠したとき、子どものための制度

①妊娠したときの手続き（健康増進課 ☎0994-41-2110）

妊娠したときは、母親の健康状態や、子どもの成長の記録、各種健診等の結果などを記録していく母子健康手帳を交付します。産婦人科に通院するときも必要となります。



②子どもが生まれたときの手続き（市民課 ☎0994-31-1114）

生まれた日を含めて14日以内に手続きが必要です。

③子どもがいる方が利用できる制度

○乳幼児健診について（健康増進課 ☎0994-41-2110）

定期健診は、月齢や年齢に応じて、赤ちゃんの健康状態や成長の様子を確認したり、子育ての悩みを相談できる場です。子どもが、3か月、7か月、9～11か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月のときに通知しますので、健診を受けましょう。

○子どもの予防接種（健康増進課 ☎0994-41-2110）

子どもの定期予防接種として、BCG、四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）麻しん風疹混合、日本脳炎などの各種予防接種を指定医療機関で行っています。

○子どもの医療費を助成する制度（子育て支援課 ☎0994-31-1134）

子ども医療費の助成

18歳までの子どもの保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。

ひとり親家庭等の医療費の助成

ひとり親家庭の母、または父、その子どもに、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。助成額には、所得やその他の制限があります。

○児童手当（子育て支援課 ☎0994-31-1134）

15歳までの子どもを養育している人に支給します。

令和6年10月から、18歳までの子どもを養育している人に支給します。



○児童扶養手当（子育て支援課 ☎0994-31-1134）

父または母がいない、父母のどちらかが重度の障がい状態、または父母に代わり子どもを養育している人に支給される手当です。

○保育所について（子育て支援課 ☎0994-31-1134）

小学校に入る前の子どもの親が仕事をしているなどの理由で保育できない場合に、子どもを預かる施設です。

④児童虐待に関する相談、通報（子育て支援課 ☎0994-35-1061）

あなたの周りで、子どもが暴力や性的虐待、育児放棄で被害を受けている、または受けているのではないかと感じたときは、連絡してください。

福祉の制度

①障がいのある方の制度（福祉政策課 ☎0994-45-4726）

○障害者手帳交付・重度障がい者医療

身体障がいや知的障がいのある方、精神障がいのある方は障害者手帳の申請をすることができます。

手帳を持つことによって、様々な障害福祉サービスを受けられるとともに税金の減免や公共交通機関の運賃割引などの制度を利用することができます。

また、重度の身体障がい、又は知的障がいがある方には、医療費（保険適用分に限る。）の自己負担額を助成する制度もあります。

②介護が必要になったとき（高齢福祉課 ☎0994-31-1116）

○介護保険制度

寝たきりや認知症などで介護が必要になったときなど、日常生活に支援が必要になったときに、要介護認定申請を行い、認定を受けることで、訪問介護や通所介護などの介護サービスを利用できる制度です。

40歳以上の方は、介護保険料の納付が必要となります。

③健康診断について

○特定健康診査（健康保険課 ☎0994-35-1014）

国民健康保険に加入している方で、40歳から74歳までの方を対象に年1回の特定健康診査を行っています。

○長寿健康診査（健康保険課 ☎0994-35-1014）

後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、年1回の健康診査を行っています。

○がん検診等（健康増進課 ☎0994-41-2110）

次のがん検診等を行っています。受診手続きなど詳しいことは、お問い合わせください。

胃がん検診

肺がん検診

大腸がん検診

前立腺がん検診

子宮がん検診

乳がん検診

骨粗しょう症検診

腹部超音波検診



家庭ごみの分け方・出し方



ごみを出すときのルール（生活環境課 ☎0994-31-1115）

①決められた日に、 決められたごみを出すこと

- ・ごみを出す日は「ごみカレンダー」で確認しましょう。
- ・ごみカレンダーは、市役所本庁、各総合支所、各学習センターなどでもらうことができます。

②ごみは、所定の ごみステーションに 出すこと

燃やせるごみ

生ごみを燃やせるごみ として出す場合

十分な水きりをし、水分の量を減らします。



資源にならない紙類

汚れたり、濡れたりした紙や加工してある紙

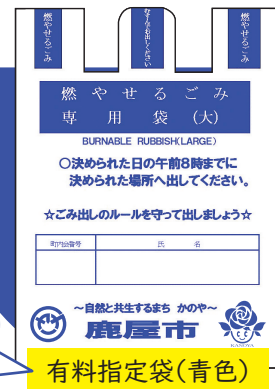


写真



レシート

市内の
コンビニや
スーパーなどで
買えます。



有料指定袋(青色)

衛生的に処理するもの



紙おむつ

生理用品



たばこの吸い殻

アルミやビニールを貼り合わせた紙



ヨーグルトの
容器



内側が
アルミの
紙パック



カップ麺の
ふた

資源物にならない古繊維類



ぬいぐるみ



座布団・
クッション



くつ下

ハンカチ



毛布や肌布団

皮革類

サッカーボール



グローブ



バッグ



革ぐつ

家庭ごみの分け方・出し方

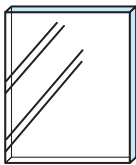
③決められたごみを出す日の
朝8時までに出すこと

前の日の夜に出してはいけません。

④ごみの種類により、
袋が決められています。
必ず指定された袋で出すこと

燃やせないごみ

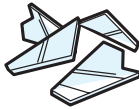
ガラス類



板ガラス



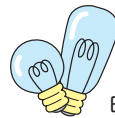
鏡



コップ



LED電球



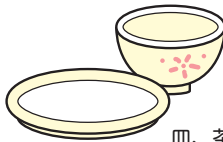
白熱電球

※割れたガラス類、陶磁器類は新聞紙などに包んで「きけん」と書いてください。

陶磁器類



湯のみ



皿、茶わん



土鍋



植木鉢



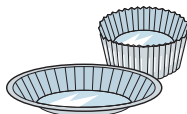
花瓶

その他



アルミホイル

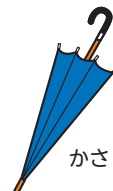
アルミカップ、
アルミ皿



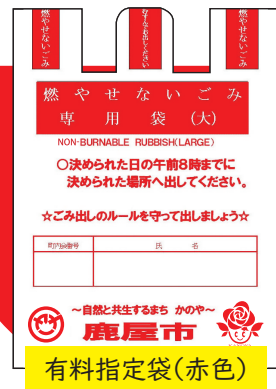
ライター



金属の
キャップ



かさ



有料指定袋(赤色)

市内の
コンビニや
スーパーなどで
買えます。

家庭ごみの分け方・出し方

鹿屋市は、新聞紙やペットボトル、空き缶などのリサイクルに取り組んでいます。

資源物①

(A)～(H)の種類ごとにしてください。

(A) 古紙類

種類別にひもでしばってごみステーションへ

①新聞紙・チラシ

②ダンボール

※ガムテープははがす。

③雑誌類

④その他古紙類

紙袋類

用紙類

※名刺サイズ以上の小さいメモ

空き箱

※かさばらないように開いてからしぼる。

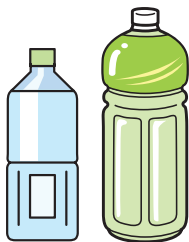
筒状の紙類

キッチンペーパー芯
アルミホイル芯など

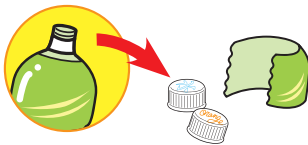
トイレットペーパーの芯

※ラップの芯のようにかたいものは、燃やせるごみに出す。(14ページを参照)

(B) ペットボトル



中をすすいで水を切り、つぶさないで出します。
※汚れがひどいものや、落書きがしてあるものは、燃やせるごみで出してください。



※キャップとラベルは必ず取ってプラスチック類に出してください。(18ページを参照)

(C) 空きびん

人が飲んだり、食べたりするものが入っていたびんのみで、中をきれいにすすいで、水を切ってください。

①繰り返し使うびん



※一升びんやビールびんなど

②使い捨てびん



※ワインやオリーブオイルなどのびん

①と②の袋は別にします。

(D) 空き缶

飲み物缶

缶詰缶

角缶

丸缶



人が飲んだり、食べたりするものが入っていた缶のみで、中をきれいにすすいで、水を切ってください。



45ℓ以下の透明袋等は、コンビニやスーパーなどで買えます。

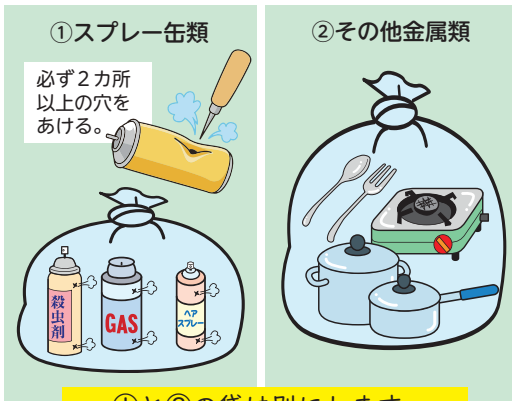
(A)～(D)は、45ℓ以下の中身が見える透明袋等に入れて出します。

家庭ごみの分け方・出し方

資源物②

(A)～(H)の種類ごとに出してください。

(E) 金属類



①と②の袋は別にしします。

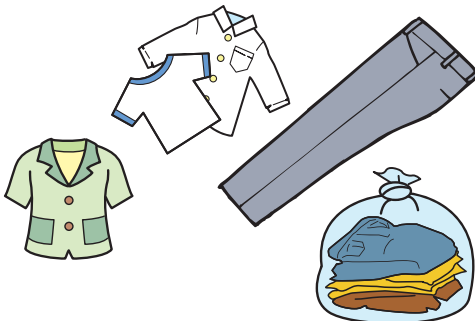


45ℓ以下の中身が見える透明袋等に入れて出します。

45ℓ以下の中身が見える透明袋等は、コンビニやスーパーなどで買えます。

(F) 古繊維類

服の形をしているもので、ファスナーやボタンを付けたままでも出せます。



下着類、カーテン、くつした、クッション、ぬいぐるみ、ハンカチ等は燃やせるごみへ (14 ページを参照)

(G) 使用済み小型家電



デジタルカメラ



ドライヤー

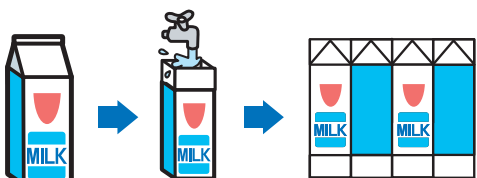


電話機

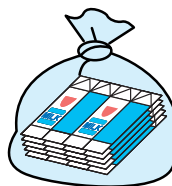
充電池や乾電池等は取り外して**拠点回収**へ (18 ページを参照)

(H) 紙パック

開いて、中をすすぎ、乾かしてから出します。



①上まで水をためてしばらくおく。 ②のりしろ部分を開いてすすぐ。



③しっかり乾かして、袋に入れて出す。

・内側にアルミの貼り合わせてあるものは、**燃やせるごみ**へ (14 ページを参照)



家庭ごみの分け方・出し方

プラスチック類

卵や豆腐のパック

洗剤・シャンプー・
リンス・クリーム
などのボトル類

生鮮食品などのトレー

ペットボトルの
ラベルやキャップ

発泡スチロール
などの緩衝材類

ちりとりなどの
日用品

プラ定規などの
文房具

計量カップなど
台所用品

洗面用具

45ℓ以下の透明袋に入れて出します。
(スーパーなどのレジ袋は使えません。)

※大きさ1辺50cm未満、厚さ5mm以下の100%プラスチックでできているものに限りです。

45ℓ以下の
透明袋等は、コンビニ
やスーパーなどで
買えます。

市が収集しないごみ

ごみステーションに出すことができないごみです。

家電リサイクル ※家電4品目

次の①、または②の方法で、引取りを依頼してください。

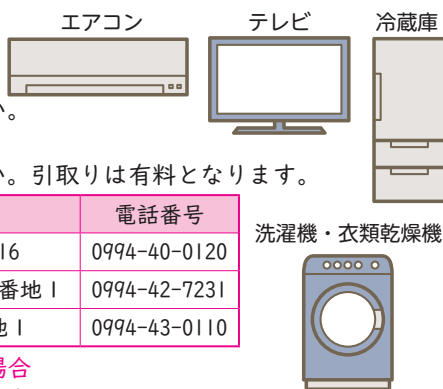
①これまで使っていたものを処分する場合

いずれかのお店に電話をし、引取りを依頼してください。引取りは有料となります。

店 名	所 在 地	電話番号
ケーズデンキ 鹿屋店	鹿屋市旭原町3591番地16	0994-40-0120
ヤマダデンキテックランド鹿屋店	鹿屋市札元2丁目3656番地1	0994-42-7231
有限会社マルジン	鹿屋市大浦町13451番地1	0994-43-0110

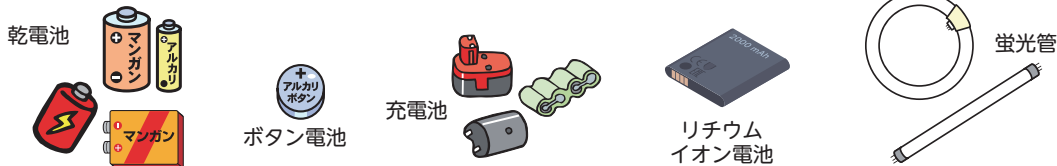
②新品に買い替え、これまで使っていたものを処分する場合

新品を買うお店で引取りを依頼してください。引取りは有料となります。



拠点回収するもの

市内の22か所に設置されている回収ボックスに持ち込んでください。回収ボックスがある場所は、市ホームページか生活環境課（☎0994-31-1115）で確認してください。



粗大ごみ (可燃・不燃)

有料指定袋に入らないものは、肝属地区清掃センターに持ち込んでください。

所在地	鹿屋市串良町下小原3893番地8 ☎0994-63-0168
受付日	月曜日～土曜日、毎月第3日曜日(年末年始を除く。)
ごみ手数料	10kgごとに80円

路線バスの乗り方

1 乗るバス停と、降りるバス停の名前と場所を調べる。



2 バスの時刻を調べる。

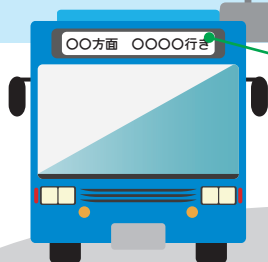
バスの時刻は、乗るバス停に書いてあります。

また、「九州のバス時刻表」のホームページや、「ナビタイム」からも調べることができます。

！「平日」「土曜日」「日曜日・祝日」では、バスの時刻が違いますので、時刻を調べるときは注意してください。

3 バス停に行き、バスを待つ。

バスには、バス停から乗ります。
バスは、通常、時刻表どおりの時間に、バス停に到着します。



4 バスの行先を確認する。

バスが来たら、バスに書いてある行先を確認して、自分が乗りたいバスかを確認しましょう。わからないときは、運転手に尋ねましょう。

5 バスに乗る。

自分が乗るバスのドアが開いたら、バスに乗りましょう。

前のドアから乗るバスと、後ろのドアから乗るバスがあります。

バスに乗るときは、必ず整理券を取りましょう。



6 バスを降りる合図をする。

降りるバス停の名前が放送されたら、席の近くにある降車ボタンを押しましょう。

降車ボタンを押さないと、バスは止まりません。



7 料金を支払う。

・運転手の席の近くにある運賃表示板に料金が表示されます。

バスに乗るときにとった整理券の番号の欄に表示された料金を確認してください。

・料金は現金で支払ってください。料金箱は運転席の横にあります。

※お釣りはできません。
※両替は、100円、500円、1,000円のみできます。
※5千円、1万円の両替はできません。

8 バスを降りる。

バスの前のドアから降ります。



公共交通機関

○「バスNAVITIME」 (スマートフォン用アプリ)

バス停の位置や時刻表、目的地までの
バスルート検索など、さまざまなバス
情報を検索することができます。



iOS版



Android版

○鹿屋市の公共交通機関



○くるりんバス

鹿屋市内を走るコミュニティバス



○鹿児島中央駅ー 鹿屋間直行バス

鹿児島と鹿屋間を乗り換えなしで
直接結ぶバス



○鹿児島空港連絡バス



○県内・九州の路線バス



生活ルール・自転車の乗り方

①生活上のマナーを守りましょう

○公共の場所でのルール

- ・公共の場所や自分の住む家で大声を出すと、周りの人に迷惑になることがあります。注意しましょう。
- ・公共的な場所では、並んで順番を待ちましょう。
- ・公共の施設や部屋を利用した後は、きれいに片付け、掃除をしましょう。
- ・たばこは、指定された場所で吸いましょう。また、たくさんの人がいる所でたばこを吸うのは控えましょう。



○公共交通のルール

- ・バスや電車の中では、携帯電話の使用は控えましょう。

②自転車に乗るときはルールを守りましょう

○自転車の乗り方のルール

- ・自転車は車両の仲間です。
原則として車道の左端を走行しましょう。
- ・歩道は歩行者が優先です。
歩道を走行するときは、車道寄りを徐行しましょう。
- ・夜間はライトを点灯しましょう。
- ・ヘルメットを着用しましょう。



○以下の行為は禁止されています。

- ・二人乗り
- ・並列走行
- ・飲酒運転
- ・運転中の傘の使用
- ・携帯電話の通話・操作

○自転車損害賠償保険等への加入

- ・自転車利用中に他人にケガをさせてしまった場合に備えて、自転車損害賠償等へ加入しましょう。



発 行

鹿屋市(地域活力推進課)

〒893-8501

鹿児島県鹿屋市共栄町20-1

☎0994-43-2111

鹿屋市の情報やイベント情報など

【鹿屋市ホームページ】

<https://www.city.kanoya.lg.jp>

【鹿屋市国際交流協会ホームページ】

<http://kiea.ne.jp>

【鹿屋市スマホアプリ】

かのやライフ

鹿屋市

検 索

鹿屋市 国際交流

検 索



iOS



Android



鹿屋市は、SDG s 達成に向けた取組を推進しています。